

手数料に関する事項

■返戻金制度に関する事項

当社は人材紹介手数料に関し、職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。 実際に適用する手数料につきましては、契約書などにより下記の範囲内で定めた手数料を 適用させていただきます。

1, 求人受理時の事務費用

⇒0 円

2, 求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービスおよび
求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス

⇒成功報酬として、職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の最大
100%（手数料負担は、求人者とします）

3, 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索

⇒基本報酬として、一求人当たり次の額を上限とします。

契約締結時 1,000 万円

その後、職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の最大 100%
（手数料負担は、求人者とします）

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

手数料は上記手数料率を上限とし、詳細に関しては別途協議の上、取り決めます。

以上